

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和 5年 4月10日(月)～

1. 児童の欠席について

発熱, かぜ症状	発熱(37.5℃以上, または平熱を上回っている場合), 咳, 鼻水, のどの痛み 等	出席停止
感染に関する不安	同居する家族のPCR検査や発熱, 感染への不安 等	
上記以外の症状等	腹痛や頭痛のみ, アレルギー等症状と特定できるもの, その他漠然とした体調不良 等	病欠

2 マスクの着用について

- ・児童及び教職員については、学校教育活動にあたってマスクの着用を求めないことを基本とする。
※基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかつたりする児童への配慮は続ける。
※咳やくしゃみの際には咳エチケットを行うよう指導していく。

3 効果的な換気の実施について

授業中, 5分休み	・常時, 高窓を開けておく。 ・対角線上の窓と出入口を, 10～15分ごとに5分間を目安に開ける。
業間, 昼休み	・窓と出入口を大きく開け, 空気を入れ換える。

4 給食等の食事をする場面において

- ・適切な換気を確保する。
- ・「黙食」は必要ないが、大声での会話は控える。
- ・机を向かい合わせにしない。
※向かい合わせにする場合には対面の児童との間に一定の距離(1m程度)を確保する。
- ・ランチョンマットを使用する。
- ・準備をする前, 片付けの後には, 必ず手洗いをする。
- ・おかわりは, 事前に配膳し, 「ごちそうさま」までは立ち歩かない。
- ・自分の給食の配膳と下膳は, 自分で行う。
- ・給食当番はマスクを着用する。

5 その他

- ・登校時の昇降口のサーマルカメラでの体温確認は廃止する。
- ・『感染防止体調確認カード』は当面の間は実施する。※必ずご家庭で検温し, 登校させてください!
※裏面に続きます。

- 引き続き、手洗いを徹底する。適宜、手指消毒も行う。
 - ①登校後
 - ②休み時間の後
 - ③共用物や特別教室の使用前後
 - ④トイレの後
 - ⑤給食の前（+手指消毒）
 - ⑥掃除の前後

6 「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策について

【各教科等共通】

- 児童生徒が対面形式となるグループワーク等では、近距離で向かい合っでの発声、大声での会話は控え、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。

【理科・図画工作】

- 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

【音楽】

- 体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

【家庭】

- 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じる。

【体育・保健体育】

- 組み合ったり接触したりする運動を屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。



※令和5年3月17日付

文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」（通知）より